

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第26号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者その他これに準ずる程度に困窮している者として知事が認めるもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) <u>前各号に掲げる者のほか、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、犯罪等（同条第1項に規定する犯罪等をいう。）により従前の住宅に居住することが困難であると知事が認める者</u></p>	<p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第3条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p> <p>(6)～(8) 略</p>
<p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 前3号に掲げる者のほか、<u>第3条の2第9号に規定する者が属する世帯</u></p>	<p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)</p> <p>第8条の2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 前3号に掲げる者のほか、<u>犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、犯罪等（同条第1項に規定する犯罪等をいう。）により従前の住宅に居住することが困難であると知事が認める者が属する世帯</u></p>

第1号様式 (第7条、第8条の3関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)
県営住宅入居申込整理票

香川県知事 殿

申込者の確認欄 年 月 日

- 一般入居用 (抽選のみ)
 抽選後落選の場合登録する。(登録できる世帯のみ)
 登録入居 (登録できる世帯のみ)

- 申込者が成人であり、同居しようとする親族がいる。
 世帯収入が基準内である。
 住宅に困っている。(裏面に詳細記入)
 申込者に県税の滞納がない。
 持家 (申込者本人名義又は同居しようとする者名義のもの) がない。
 香川県内の公営住宅等に住んでいない。
 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない。

申込住宅	住宅名	棟・号	住宅分類
	団地	棟 号	

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなくても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

申込者	住所	〒□□□-□□□□		
	ふりがな	氏名	電話番号	携帯 () ー () ー () ー ()
				自宅・勤務先・その他 ()

世帯構成	ふりがな氏名	続柄	年齢	生年月日	障害	その他
同居しようとする親族				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦

単身申込 60歳以上 障害者 戦傷病者 原爆被爆者 生活保護受給者等
 引揚者 ハンセン病 配偶者等からの暴力被害者 犯罪被害者等

裁量階層世帯 1 60歳以上の世帯又は60歳以上及び18歳未満の世帯 2 障害者世帯
 3 戦傷病者世帯 4 原爆被爆者世帯 5 引揚者世帯
 6 ハンセン病世帯
 7 小学校就学の始期に達するまでの者が属する世帯

- 備考 1 該当する項目の□にL印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください。
 2 太枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は受付はできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはありません。
 3 裁量階層世帯に該当するとして○を付けた方が入居予定者に決定された場合で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとなります。

第1号様式 (第7条、第8条の3関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)

県営住宅入居申込整理票

香川県知事 殿

申込者の確認欄 年 月 日

- 一般入居用 (抽選のみ)
 抽選後落選の場合登録する。(登録できる世帯のみ)
 登録入居 (登録できる世帯のみ)

- 申込者が成人であり、同居しようとする親族がいる。
 世帯収入が基準内である。
 住宅に困っている。(裏面に詳細記入)
 申込者に県税の滞納がない。
 持家 (申込者本人名義又は同居しようとする者名義のもの) がない。
 香川県内の公営住宅等に住んでいない。
 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない。

申込住宅	住宅名	棟・号	住宅分類
	団地	棟 号	

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなくても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

申込者	住所	〒□□□-□□□□		
	ふりがな	氏名	電話番号	携帯 () ー () ー () ー ()
				自宅・勤務先・その他 ()

世帯構成	ふりがな氏名	続柄	年齢	生年月日	障害	その他
同居しようとする親族				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦

単身申込 60歳以上 障害者 戦傷病者 原爆被爆者 生活保護受給者
 引揚者 ハンセン病 配偶者等からの暴力被害者

裁量階層世帯 1 60歳以上の世帯又は60歳以上及び18歳未満の世帯 2 障害者世帯
 3 戦傷病者世帯 4 原爆被爆者世帯 5 引揚者世帯
 6 ハンセン病世帯
 7 小学校就学の始期に達するまでの者が属する世帯

- 備考 1 該当する項目の□にL印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください。
 2 太枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は受付はできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはありません。
 3 昭和31年4月1日以前に生まれた人は、単身申込及び裁量階層世帯の「60歳以上」に該当する者として取り扱います。
 4 裁量階層世帯に該当するとして○を付けた方が入居予定者に決定された場合で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとなります。

(裏面)

略

(裏面)

略

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。